令和８年度　里山整備事業　事業実施手続きの流れ

R8.2.18　一部変更

申　請　者	魚　沼　市	その他手続き
事業実施計画書の提出 （受付期間：令和８年２月25日～３月26日）	受付・内容確認	伐採及び伐採後の造林の届出書の提出（伐採造林届） ・伐採に着手する**30～90日前**に要提出 ※記入方法や添付書類については、別紙「伐採造林届出書作成の手引き（概要版）」をご確認ください。
確認結果送付		
補助金交付申請書の提出（様式第１号） （受付期間：令和８年４月１日～） ※添付書類は「令和８年度里山整備事業 事業概要」を参照	受付・内容審査 補助金交付決定	【注意事項】 ・保安林に指定されている区域の整備を予定している場合は、新潟県南魚沼地域振興局農林振興部林業振興課へ別途ご相談ください。 ☎ 025-772-8262
補助金交付決定通知書の送付		
事業着手		
●事業を中止・廃止する場合 事業中止（廃止）届の提出（様式第６号）	受付	
●事業内容を変更する場合 （補助金額の変更を伴う場合のみ） 事業変更承認申請書の提出（様式第４号） ※１　伐採面積、集材量、安全講習受講者数に変更が生じる場合は事前に提出が必要 ※２　添付書類は「令和８年度里山整備事業 事業概要」を参照	受付・内容審査 変更内容の承認	伐採及び伐採後の造林の届出書の提出（伐採届） 【注意】 当初届出した伐採届に含まれていない地番を新たに伐採する場合のみ提出が必要
変更承認通知書の送付		
事業終了		
実績報告書の提出（様式第７号） ※添付書類は「令和８年度里山整備事業 事業概要」を参照	受付・内容審査 補助金額の確定	
補助金確定通知書の送付		
補助金請求書の提出（様式第９号） **※提出期限：令和９年２月24日（水）まで**	補助金の交付	